

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成28年4月19日

議会事務局長（高橋誠君）

議会事務局長の高橋誠でございます。

本定例会4月会議は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の千葉勝男議員を紹介いたします。よろしく申し上げます。

臨時議長（千葉勝男君）

ただいま紹介をいただきました千葉勝男でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

臨時議長（千葉勝男君）

ただいまから平成28年平泉町議会定例会4月会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

臨時議長（千葉勝男君）

日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

臨時議長（千葉勝男君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番、氷室裕史議員、2番、高橋拓生議員を指名します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時12分

臨時議長（千葉勝男君）

再開いたします。

日程第3、選挙第1号、議長選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議 場 閉 鎖)

臨時議長 (千葉勝男君)

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項及び運用例規により、立会人に3番、阿部圭二議員、4番、三枚山光裕議員、5番、真竈光幸議員の3名を指名したいと思います。

投票用紙を配付します。

(投票用紙 配付)

臨時議長 (千葉勝男君)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ順次投票願います。なお、同じ氏、名前のみを記載したもの、白票で投票したものなど、被選挙人を確認できないものは無効となりますので、申し添えます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 (千葉勝男君)

なしと認めます。

投票箱を点検します。異状ありませんか。

(投票箱 点検)

臨時議長 (千葉勝男君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長 (高橋誠君)

投票は運用例規により、議長席に向かって右側から順次登壇し、投票用紙を備えつけの投票箱に投入していただきます。

最初に、立会人の方々から投票していただきます。3番、阿部圭二議員。4番、三枚山光裕議員。5番、真竈光幸議員。1番、氷室裕史議員。2番、高橋拓生議員。6番、高橋伸二議員。7番、升沢博子議員。8番、佐々木一治議員。9番、寺崎敏子議員。10番、佐藤孝悟議員。11番、佐々木雄一議員。最後に、臨時議長は議長席から投票していただきます。

臨時議長 (千葉勝男君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（千葉勝男君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、阿部圭二議員、4番、三枚山光裕議員、5番、真竈光幸議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

臨時議長（千葉勝男君）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。有効投票のうち、佐藤孝悟議員6票、千葉勝男議員5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、佐藤孝悟議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議 場 開 鎖）

臨時議長（千葉勝男君）

ただいま議長に当選された佐藤孝悟議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

佐藤孝悟議員、挨拶をお願いします。

10番（佐藤孝悟君）

一言、議長の就任の挨拶を申し上げます。

このたび、平泉町の議会構成にあたり、不肖、私が議長選挙において皆様方からの支持を得まして当選となりました。私自身としましても限りない光栄と存じますとともに、その責任の重大さをひしひしと感じる次第であります。

議長の職務については、今さら議員の皆様方に申し上げるものでございませんが、地方自治法では、議場の秩序維持、議会事務の統理、そして議会代表権が規定されております。これらを円滑に運営、遂行していくためには、いかに有能な人材であっても、議員一人の力でもってしては到底不可能であることを自覚しております。

議長の責務を十分に果たすには、議員各位の支持とご協力が不可欠であることは承知しております。議会は、それぞれ主義、主張を異にする議員によって構成されていることは当然のことです。しかし、議長としては、主義、主張を異にする議員各位のご支持、ご協力なければならぬと思っております。そのために、私としましては、私人としての主義、主張は別としまして、議長としての職務を行うに際しましては、中立、公平を目標にして頑張っていく所存でございます。

議員各位のご支持、ご協力を重ねてお願いしまして、議長就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

臨時議長（千葉勝男君）

ただいま、佐藤孝悟議長に当選承諾の挨拶をいただきました。

ただいまの挨拶をもって、当選承諾の挨拶と認めます。

佐藤孝悟議長、議長席にお着きください。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力、誠にありがとうございました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

これから本日の議事日程第2号に入ります。

本日の議事日程第2号は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに議事日程第2号に入ります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、会期の決定についての件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月27日までの253日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は12月27日までの253日と決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時53分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第5、選挙第2号、副議長選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議 場 閉 鎖)

議 長 (佐藤孝悟君)

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項及び運用例規により、立会人に3番、阿部圭二議員、4番、三枚山光裕議員、5番、真竈光幸議員の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙 配付)

議 長 (佐藤孝悟君)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であり、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、同じ氏、名前のみを記載したもの、白票で投票したものなど、被選挙人を確認できないものは無効であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱 点検)

議 長 (佐藤孝悟君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼により順次投票願います。

議会事務局長 (高橋誠君)

先ほどの議長選挙と同じように進めてまいります。

まず、立会人の方から先に投票していただきます。3番、阿部圭二議員。4番、三枚山光裕議員。5番、真竈光幸議員。1番、氷室裕史議員。2番、高橋拓生議員。6番、高橋伸二議員。7番、升沢博子議員。8番、佐々木一治議員。9番、寺崎敏子議員。11番、佐々木雄一議員。12番、千葉勝男議員。議長は議長席から投票していただきます。

議 長 (佐藤孝悟君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、阿部圭二議員、4番、三枚山光裕議員、5番、真竈光幸議員、開票の立ち合いをお願い

いたします。

(開 票)

議 長 (佐藤孝悟君)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票なしです。有効投票のうち、寺崎敏子議員7票、高橋伸二議員4票、佐々木一治議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、寺崎敏子議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

議 長 (佐藤孝悟君)

ただいま副議長に当選されました寺崎敏子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

寺崎敏子議員、登壇の上、挨拶をお願いいたします。

9 番 (寺崎敏子君)

就任の挨拶ということでございますが、今、非常に緊張しておりますのでございます。

私のつたない所信表明を皆さんに賛同していただいたことは、誠に嬉しく、重責の思っております。本当に、所信表明で訴えたとおりでございます。皆さんとともに4年間、体に気を付けながら、当局と両輪であって、そして私たち議員も町民に応えるべき全力で尽くしていく、さらに議長を補佐するという大きい役割がございます。そういう意味でも、皆様のご協力を賜りたいということでございます。

本当に、これから皆様とご一緒にしていく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (佐藤孝悟君)

ただいまの挨拶をもって、当選承諾の挨拶と認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

議 長 (佐藤孝悟君)

再開いたします。

日程第6、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、お手元に配付した議席表のとおり指定します。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第7、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議長は、議会全体を統理する立場から、常任委員を辞退したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに各常任委員会を招集します。総務教民常任委員会の会議場所は委員会室1、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室2において、それぞれ委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時48分

議長(佐藤孝悟君)

再開します。

日程第8、常任委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告をいたさせます。

議会事務局長(高橋誠君)

それでは、常任委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教民常任委員長、7番、升沢博子議員、総務教民常任副委員長、5番、真竈光幸議員。産業建設常任委員長、10番、千葉勝男議員、産業建設常任副委員長、2番、高橋拓生議員。

以上でございます。

議長(佐藤孝悟君)

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、2番、高橋拓生議員、5番、真竈光幸議員、7番、升沢博子議員、10番、千葉勝男議員、11番、寺崎敏子議員

を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに議会運営委員会を招集します。委員会室2において、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時45分

議長(佐藤孝悟君)

再開します。

日程第10、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告いただきます。

議会事務局長(高橋誠君)

それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長、5番、真篋光幸議員、議会運営委員会副委員長、2番、高橋拓生議員。以上でございます。

議長(佐藤孝悟君)

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第11、選挙第3号、一部事務組合等議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

一関地区広域行政組合議会議員には、7番、升沢博子議員、5番、真竈光幸議員を指名します。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員には、11番、寺崎敏子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した3名の方を、それぞれ一部事務組合等議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の方が一部事務組合等議会議員に当選されました。

ただいま一部事務組合等議会議員に選任されました一関地区広域行政組合議会議員、7番、升沢博子議員、5番、真竈光幸議員、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、11番、寺崎敏子議員がそれぞれ議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。登壇してご挨拶願います。

初めに、一関地区広域行政組合議会議員に当選された7番、升沢博子議員、お願いいたします。

7番、升沢博子議員。

7番(升沢博子君)

ただいま、一関地区広域行政組合平泉町議会選出議員として就任いたしました升沢博子でございます。

広域行政という焼却炉、介護保険、そして火葬場という大きな仕事ではございますが、もう一つ、課題もたくさん抱えておるところではございますけれども、頑張ってまいりたいと思いますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

議長(佐藤孝悟君)

次に、5番、真竈光幸議員、お願いいたします。

5番(真竈光幸君)

真竈光幸でございます。

一関地区広域行政組合議会議員として、1年生でありますけれどもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました11番、寺崎敏子議員からお願いいたします。

11番、寺崎敏子議員。

11番(寺崎敏子君)

ただいま就任することになりました寺崎敏子でございます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員ということは、岩手県内の議員の方々や首長さんたちも一堂に集まるところだということを前の先輩の方から聞いておりました。膨大な予算の中での審議をしていくようでございますので、私も初めてのことでございますが、一生懸命聞いて、皆様にご報告を申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

ただいまの挨拶をもって、当選承諾の挨拶と認めます。

以上で一部事務組合等議会議員の選挙を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、発議第1号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提出者の説明をお願いいたします。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは、発議第1号、平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子、賛成者、寺崎敏子、同じく賛成者、氷室裕史、同じく賛成者、阿部圭二。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議（案）でございます。

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、議会広報編集特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。3、目的、議会の審議並びに一般質問などの状況を広く住民に周知するために広報紙を発行する。4、委員の定数、5名。

以上、お諮り願います。

議長（佐藤孝悟君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで討論を終わります。

それでは、これから発議第1号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議を採択します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第1号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置された議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

議会広報編集特別委員会の委員は、7番、升沢博子議員、11番、寺崎敏子議員、1番、氷室裕史議員、3番、阿部圭二議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の委員には、ただいま申しあげました4名の委員を選任することに決定しました。

委員長及び副委員長が決まっておりますので、議長において、直ちに議会広報編集特別委員会を招集します。委員会室2において、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時17分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第13、議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長（高橋誠君）

それでは、議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会広報編集特別委員会委員長、7番、升沢博子議員、副委員長、1番、氷室裕史議員。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時42分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会4月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本定例会4月会議に説明員として出席する者の氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程第3号に入ります。

本日の議事日程第3号は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに議事日程第3号に入ります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、報告第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議案書1ページをお開きください。

報告第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、デフレ脱却と経済再生を最重要課題とした、いわゆる三本の矢政策の推進による経済の好循環が生まれ始めている状況のもと、この好循環を確実なものにするため、税制においても企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引き上げが進むよう積極的に取り組むよう促していく観点から、地方税法等及び地方税法施行令並びに地方税法施行規則

が改正されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、医療費の増大を抑えつつ、健康寿命の延伸を目指し、日本再興戦略で提言された薬局及び薬剤師を活用した自主服薬を推進するため、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例として、新たに一定の要件のもとで医薬品の購入対策について、8万8,000円を限度とする医療費控除の控除額計算の特例措置を講ずるものであります。

次に、法人町民税につきましては、地方法人課税の偏在是正の観点から、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から、現在の法人税割9.7%について、6.0%に引き下げる措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税につきましては、いわゆるわがまち特例として既に掲げております自然冷媒を利用した業務用冷凍冷蔵施設、公害防止用設備、汚水または廃液処理施設、大気汚染物質排出抑制施設及び土壌汚染に係る特定有害物質排出抑制施設に加え、新たに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、太陽光発電設備は課税標準額に3分の2の割合を乗じ、風力発電設備は同じく3分の2の割合を乗じ、水力発電及び地熱発電設備は2分の1の割合を乗じ、バイオマス発電設備は2分の1の割合を乗じて得た額とする措置を講ずるものであります。

なお、この措置は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して講ずるもので、課されることとなった年度から3年度分に限るものとなります。

次に、軽自動車税につきまして、1点目は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車の税率を軽減する措置について、平成29年3月31日までの取得とする延長措置を講ずるものであります。

2点目は、三輪以上の軽自動車について、平成29年度から環境性能割を創設し、その軽自動車の取得価格が50万円を超えるものについて、その額を課税標準として100分の0.5から100分の3の範囲で課する措置を講ずるものであります。

次に、国民健康保険税について、1点目は、高齢化の進展等により医療給付費の増加に対応するとともに、高所得者により多くの負担を求め、中間所得層に配慮した負担軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「17万円」から「19万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の「26万円」から「26万5,000円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の「47万円」から「48万円」に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目につきまして、主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことから、

平泉町町税条例の一部を改正したものでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第15、報告第2号、平泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、議案書11ページをお開きください。

報告第2号、平泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

議案書13ページをお開きください。あわせて、参考資料27ページをお開きください。

今回の改正は、地方公務員法において規定されている字句が改められたことに伴い、平泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例におきましても同様に改正するものでございまして、第2条第2項第3号及び第10条第3号中の条件附採用の「附」をござとへんのない「付」に改め、条件付採用と改正したものでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第16、報告第3号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書14ページをお開きください。

報告第3号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第2項の規定に基づき報告させていただきます。

議案書15ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年度平泉町一般会計補正予算（第7号）。

平成27年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,575万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,492万9,000円とする。

15ページの裏をごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同様の同額の場合は、項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

2款地方譲与税173万6,000円の減、1項地方揮発油譲与税26万、2項自動車重量譲与税199万6,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金7万6,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金151万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金158万7,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金3,604万2,000円。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金109万9,000円。

9款地方交付税、1項地方交付税6,973万5,000円。

これら特別交付税の増額でございます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金18万9,000円。

13款国庫支出金1,930万9,000円の減。1項国庫負担金96万1,000円の減。2項国庫補助金1,798万円の減。これには、地方創生加速化交付金1,600万円の減額が含まれております。3項委託金36万8,000円の減。

14款県支出金353万2,000円の減。1項県負担金48万円の減。2項県補助金305万2,000円の減。これには、担い手確保・経営強化支援事業補助金249万円の減額が含まれております。

16ページをごらんください。

16款寄附金、1項寄附金9万4,000円。

歳入合計補正額8,575万5,000円。

次に、歳出でございます。

議案書16ページの裏をご覧ください。

2款総務費8,880万6,000円、1項総務管理費9,072万7,000円。これには、減債基金積立金6,000万円の増額、公共施設等整備基金積立金4,000万円の増額、民泊推進施設改修補助金800万円の減額、民泊施設バリアフリー化補助金800万円の減額が含まれております。3項戸籍住民基本台帳費192万1,000円の減。

6款農林水産業費311万円の減。1項農業費285万円の減。2項林業費26万円の減。

10款教育費、5項社会教育費5万9,000円。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

変更と廃止でございまして、2款総務費、1項総務管理費の地方創生加速化交付金事業の補正前の金額「7,363万1,000円」を「5,763万1,000円」に変更し、6款農林水産業費、3項農業振興費の担い手確保・経営強化支援事業を廃止したものでございます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、報告第4号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議案書23ページをお開きください。

報告第4号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

議案書24ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,710万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,530万8,000円とする。

24ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

4款県支出金、2項県補助金1,710万2,000円。これは、岩手県財政調整交付金の増額でございます。

歳入合計補正額1,710万2,000円。

次に、歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費1,710万2,000円。これは、一般被保険者療養給付費でございます。

歳出合計補正額1,710万2,000円。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第18、承認第3号から日程第19、議案第31号まで、承認案件1件、事件案件1件の合計2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書26ページをお開きください。

承認第3号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。

議案書29ページをお開きください。

議案第31号の説明をさせていただきます。

議案第31号、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度委託契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

委託名、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度契約。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽地内。

委託金額、2億2,392万6,120円。

受託者、仙台市青葉区本町三丁目3番1号、契約担当官、国土交通省東北地方整備局長、川瀧弘之。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

日程第18、承認第3号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、承認第3号の補足説明をさせていただきます。

議案書、26ページをお開きいただきたいと思います。

承認第3号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料28ページ、承認第3号参考資料、固定資産評価審査委員会条例の一部改正条例新旧対照表第1条関係により説明をいたします。

はじめに、固定資産評価審査委員会条例の改正でございます。

現行欄の第6条第2項中のただし書きを削り、改正後欄のとおりとしたものでございます。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正でございます。

現行欄の附則を改正後欄のとおり附則第1項とし、同項の見出しとして「（施行期日）」を付し、適用区分1項を追加し、第2項としたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから承認第3号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、承認第3号、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第19、議案第31号、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度委託契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

まちづくり推進課の八重樫です。

議案第31号の補足説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料に基づき、ご説明いたします。

1、道の駅整備事業経過。

道の駅整備事業につきましては、平成25年度に基本整備計画を策定し、平成26年度に実施設計、平成27年度には平成28年1月に一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成27年度計画といたしまして議会の議決をいただき、平成27年度発注の建築工事に係る町委託分

について国土交通省東北地方整備局と受委託契約の締結をしたところでございます。これを受けまして、国土交通省東北地方整備局において平成27年度建築工事の発注を行い、3月に受注業者が決定し、現在、工事の準備を進めており、ゴールデンウィーク明けごろから本格的に着手する予定となっております。

2番、道の駅の施設整備概要と概算工事費。

別添資料の1をご覧ください。

こちらにつきましては、外観と建物内部のパーツ図になります。

次のページ、資料2をご覧ください。

資料2につきましては、建築関連工事の費用負担割合の算定図となっております。黄色い部分が、町が整備する地域振興施設ということで、物産施設やレストランなど約150平米となっております。水色の部分が、国土交通省が整備する休憩施設や備蓄倉庫など約422平米となります。また、緑色の部分につきましては、国と町の共有として案分する部分となります。

次のページ、資料3をご覧ください。

資料3につきましては、土木関連工事の負担割合ということで、町は建物東側に整備する通路の2分の1を負担する形となっております。

次のページをご覧ください。

概算工事費についてであります。

上段の建築関連工事にあります全体工事費ということで、8億3,500万円ほどの建築と土木工事費に係る事業費が見込まれております。そのうち4億6,000万円が先ほどの費用負担割合に基づく町負担として見込み、そのうち約2億3,000万円については、建物の部分の建築工事費として、平成27年度契約として1月に契約したところでございます。

今年度につきましては、残り2億3,000万円の委託料のほかに、町単独費用として厨房設備工事費など9,290万円を予定しておるところでございます。

なお、今年度の2億3,000万円の内訳としましては、電気、機械、土木工事費などとなっております。

それでは、表紙の3番目に戻りまして、道の駅の整備工事につきましてをご説明いたします。

先ほど、概算工事費でもお話ししましたが、今年度におきまして、平成28年度の委託工事費分としまして2億3,000万円ほどを予定しており、今回、地方自治法及び条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

工事費につきましては、2億3,000万円を予算計上しておりましたが、国土交通省のほうで積算いたしまして、積み上げた結果が2億2,392万6,120円という形になっておるところでございます。

内容といたしましては、先ほど町長のほうから申し上げたとおりとなっております。こちらにつきましては、今回、工事を進めるにあたり、この受委託契約の締結ののち、国土交通省東北地方整備局において平成28年度発注分の入札手続を進めるため、本日初議会において議決をお願いするものであります。

また、受委託額に変更が生じた際には、改めて議会の議決をお願いすることとなります。

今後の予定といたしまして、資料5、ご覧ください。

こちらにつきましては、道の駅整備に係る全体のスケジュールを掲載しております。予定といたしましては、6月の議会におきまして道の駅設置条例を、また、9月の議会におきまして、道の駅の運営管理に関する、運営管理を委託する指定管理者につきまして議会の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、道の駅の登録申請を11月に行い、翌年平成29年3月に登録される予定となっております。

また、道の駅のオープンにつきましては来年の5月ごろをめどにオープンを目指し、関係者と調整を図っていききたいと考えております。

なお、この資料の5の5月に入っております道の駅の供用開始、プレオープンとなっておりますが、供用の共という字が誤植となっております、にんべんがつかますので、ご訂正いただければと思います。失礼いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今、ご説明、平成28年の分について、道の駅について予算の方向についてご説明あったところでございますが、去年の12月議会で2億3,000万を議決し、今回、平成28年度分2億3,000万と、こういうことでございますけれども、平成28年度から新たにまちづくり推進課ということになりました。これは、専門に道の駅を担当ですか。そのことについてが第1点。

それから、平成28年度分の予算で、この備考の内容についてお伺いしますが、厨房設備工事に3,100万、E Vでの充電器780万、これがかかっておりますけれども、その過程、ここを見ますと、よその道の駅ではE Vの充電器、これはどこにも設置していません。予算がない、予算が足りないと言いながら、これはなぜ、車にもいろんな車があって、どの車でも充電できるものか、さらには、なぜ充電しなくてはならないのか、この3点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

道の駅の担当に関しましては、当まちづくり推進課で行っていきませんが、このまちづくり推進課は、道の駅のみにかかわらず、平泉町の企画調整等を全て行っていく課ですので、様々な町の計画等々の管理、それらを行って行く形になろうかというふうに思っております。

資料の4枚目の予算のほうになりますけれども、このE V充電器設置に関しましては、今現在、電気自動車というものを国のほうでも非常に推進しております。これら、今現在、道の駅で設置しているところがあまり少ないのではないのではないかというご指摘でございましたが、今、多

くの道の駅で設置をしていく傾向にありますので、これからオープンする当道の駅としましては、当初から設置していきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、このEV充電器が全ての車種に使えるかということですが、今現在発売されております電気自動車に関しましては使えるようになっております。ただ、このEV充電器に関しましては、急速充電するものと、あと普通充電のものがありまして、急速充電のほうの設置というふうに考えております。普通充電だと充電する時間が長いものですので、基本的に道の駅に滞在する方々がしやすいように急速充電器を設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今、まちづくり推進課長から答弁あったわけですが、EV充電器についてはご覧のとおりご説明いただきましたからわかりましたが、ただ、今、充電器については、道の駅でやらなくても各車屋さんのディーラーで、ディーラーに行かれると充電できると。新たに道の駅にやらなくても各ディーラーの車屋さんに行くと充電できるのですよ。それにはどういうふうに思っていますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ディーラーで設置していることも存じ上げておりますが、やはり道の駅は利用者の利便性を考えるべきかと考えておりまして、このたびもここを、道の駅を利用される方々のさらなる利便性の向上を目指して設置していくものであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

4番の三枚山光裕でございますが、2点であります。

1つは、今回の本議会に対して、この議案の提案の経過について。もう一つは、この道の駅にかかわって町民の理解を広げるといふ努力の問題についてです。

最初の1点目でございますけれども、私は15日から議員としての任期が始まりました。そして、今日初めて本会議が開かれて、この道の駅の予算にかかわる議決を今、迫られているところでございます。実際、15日、中3日といっても土日が入ったわけでありまして、2億3,000万と申しますと、一般会計予算の5%ということになります。この町民の税金である2億3,000円を、議論あるいは調査する余裕もない中で今日の提案というのはどうなのかなと率直に思ったわけでありまして。

昨日、私がお願いをいたしまして、まちづくり推進課の課長から説明も丁寧にしていただきました。そういう点で一定の理解を深めたところでありますけれども、そもそものところで、やっぱりこういったタイトな、窮屈なといいますか、十分に議員が時間をかけて調査とかする時間が、余裕がないというのはどうなのかなということで、今後これは改めていただきたい。ただ、今回、議会の仕組みがちょっと変わって、あるいは選挙もあったと、それから私のような新人議員が半分になったという、こういった状況もあるということは承知はしております。また、昨日の説明でも、もともとこの間の、色々と国交省との関係もあって、なかなかいろんなところが明らかにできなかったというような話も聞きましたし、来週には契約も迫っているということでこういうふうになったのかなというのは理解はします。ただ、いずれにせよ、根本的な、やっぱり議会で議論というのは十分にされないというのは、やはりこれは問題があるというふうに思いますので、今後改善していただきたいし、今後の方向性についても示していただきたいわけです。

それから、やはりそういうわけですから、資料も私等十分なくて、今朝ようやく、こういう、農林振興課でやったアンケート、平泉町農業者アンケート、ネットでは見ましたが、実物をようやく今朝手に入れましたが、やっぱりこの中でも、全体としてはこの道の駅については大方が積極的な賛成という立場であります。ただ、実際に町民の方々から聞きますと、なかなかいろんな疑問、心配という声が出ていまして、意外とこのアンケートとのちょっと差があるのかなというふうに思いまして、そういう点では、例えば町の取り組みが遅く、できたとしても道の駅は時代遅れではないかと、そういうような意見が一部ではありましたが、やっぱりここは、そういう点で町民への説明、聞きますと、去年の暮れかなんかに国交省の関係でも数字的なものが明らかになったというふうに聞きましたけれども、そういった色々な難しさはあったにせよ、やっぱりそういう点では、この間、町民への説明も十分でなかったというふうに思うわけです。

来年の5月のオープンということでありますから、日程も既に決まっているという状況の中でありますけれども、そうした中でもやはり町民の理解を広め、そして成功させるという立場でどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

この道の駅につきまして、本当に時間のない中で説明していったということはそのとおりでございます。国のほうとも色々と協議をしてきたわけでございますけれども、議員おっしゃるとおり、時間がないところで非常に申し訳ないところではございますが、国土交通省との受委託契約等々の期間等もありまして、このような形になったところでございます。その辺につきましては、今後ともそのようなことのないように努めたいとは思いますが、このたびは何とぞよろしくお聞きできればと思っております。

あと、町民への説明につきましては、この金額等々につきまして、国土交通省のほうで入札等をするということもありまして、なかなか全体の工事費というものを明らかにすることができなかったことも災いいたしまして、町民への説明で不足な部分があったということは、議員のご指

摘のとおりかと思っております。

これから、まちづくり推進課としましては、町民の理解をより得るように、様々な機会を捉えまして説明もしくは情報発信をしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともこのようなことのないように道の駅の整備事業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

やっぱり議場では、あるいは職員の方々、町長をはじめ、億というお金が常に目の前を通過していくとか、数字上はという中なのですけれども、やっぱり2億3,000万といいますと、年収300万円ですと15万くらい、今日、明日15万出せという話だなと、仮に言えば、そういう話だと思うのですよ。やっぱり、そういう点で、私たち議員はやっぱり決めなくちゃいけないという立場にあるわけです。そういう点では、今後ともそういったところは十分に徹底していただければと。

大体、本来であれば、昨日八重樫まちづくり推進課長にお願いしたのですけれども、これは当局がじっくりと時間をとって説明していただけるということが本当は筋ではないのかなというふうに私は思いました。もちろん、道の駅のことについて言えば、やっぱり農業振興の上でも必要だと私は思っています。これはやっぱり住民の理解と本当に協力というのが必要なわけですから、今後ともそういう点では重ねてその点をよろしくお願ひしたいと。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第31号、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度委託契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員であります。

したがって、議案第31号、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度委託契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時45分

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第20、同意第3号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

この同意案件は、地方自治法第117条の規定によって、佐々木雄一議員の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを説明させていただきます。

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、佐々木雄一。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第3号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第3号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

佐々木雄一議員の入場を認めます。

監査委員の案件が同意されたので、佐々木雄一議員、ご挨拶をお願いします。

登壇願います。

9 番（佐々木雄一君）

ただいま監査委員に同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

監査委員は、4年前も監査委員をやっておりましたが、今回は気を引き締めて、行財政の計数はもとより、その施策の有効性、効率性等もチェックさせていただきたいと存じております。

今後とも、皆様方のご協力よろしくお願ひ申し上げまして、就任にあたっての挨拶にいたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

日程第21、議会運営委員会の継続調査申し出についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、5番、真篋光幸議員。

議会運営委員長（真篋光幸君）

議会運営委員会委員長に就任をいたしました真篋光幸であります。

スピーディーな議会運営、効率的な議会運営にどうぞご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、報告をいたします。

継続調査申出書。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定しましたので、会議規則第74条の規定により申し出をいたします。

事件、1、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項。2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。3、議長の諮問に関する事項。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

議会運営委員長から、所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、委員の任期中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第22、議会広報編集特別委員会の継続調査申し出についてを議題とします。

本件について、議会広報編集特別委員長の報告を求めます。

議会広報編集特別委員長、7番、升沢博子議員。

議会広報編集特別委員長（升沢博子君）

議会広報編集特別委員会委員長に就任いたしました升沢博子でございます。

それでは、継続調査申出書を申し述べます。

申出書。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会広報編集に関する事項。

議会広報編集特別委員会委員長、升沢博子。

よろしく願いを申し上げます。

議 長（佐藤孝悟君）

議会広報編集特別委員長から、所掌事務のうち、議会広報編集に関する事項について、委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の所掌事務のうち、議会広報編集に関する事項について、委員の任期中の継続調査とすることに決定いたしました。

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、平成28年平泉町議会定例会4月会議を閉議します。

散会 午後 3時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 千 葉 勝 男

平泉町議会議長 佐 藤 孝 悟

署名議員 氷 室 裕 史

同 高 橋 拓 生